鹿屋市高校生応援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高校生等の児童を養育している者に対し、鹿屋市高校生応援 給付金を支給することにより経済的な負担を軽減し、生活の安定に寄与するとと もに、次代の社会を担う児童の健全な育成に資するため、鹿屋市高校生応援給付 金支給事業を実施することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 給付金 鹿屋市高校生応援給付金をいう。
 - (2) 児童 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を除く。
 - (3) 施設入所等児童 児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。

(支給の要件)

- 第3条 給付金は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。
 - (1) 児童を養育し、かつ、これと生計を同じくするその父(母が児童を懐胎した 当時婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含 む。以下同じ。)又は母
 - (2) 父母に養育されず、又はこれらと生計を同じくしない児童を養育し、かつ、 その生計を維持する者
 - (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として市長が認める者
 - (4) 施設入所等児童が委託されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設、障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、のぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設、同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設若しくは売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設の設置者

- 2 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を養育し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって養育され、かつ、これと生計を同じくするものとみなし、その者に給付金を支給する。
- 3 前項の児童の生計を維持する程度の高い者の判断は、児童手当(児童手当法に 規定する児童手当をいう。以下同じ。)の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、父又は母のうちいずれか児童の生計を維持する程度の高い者が市外に住所を有する場合は、市内に住所を有する母又は父(当該児童を養育しない、又はこれと生計を同じくしない者を除く。)に給付金を支給する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、児童を養育し、かつ、これと生計を同じくする者が、日本国民でない者である場合であって当該児童が国内に住所を有しないとき 又は給付金に相当するものの支給を既に他の都道府県若しくは市区町村から受け ている場合は、給付金は支給しない。

(給付金の額)

第4条 給付金は、月を単位として支給するものとし、児童1人につき月額5,000円とする。

(支給の認定)

第5条 給付金の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、給付金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び給付金の額について、市長の認定を受けなければならない。既に認定を受けた受給資格及び給付金の額に変更が生じた場合も、同様とする。

(認定の請求及び認定の通知)

- 第6条 前条の認定の請求(以下「認定請求」という。)は、次に掲げる書類を市 長に提出することによって行わなければならない。
 - (1) 鹿屋市高校生応援給付金認定請求書(別記第1号様式。以下「認定請求書」という。)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 市外に住所を有する児童があるときは、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - (4) 受給資格者が、児童と同居しないでこれを養育し、かつ、これと生計を同じ くする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - (5) 受給資格者が、児童のうち父母に養育されず、又はこれと生計を同じくしない児童を養育し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は前項各号に掲げる書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 市長は、認定請求があった場合は、その内容を審査し、認定することを決定したときは鹿屋市高校生応援給付金認定通知書(別記第2号様式(その1))により、認定しないことを決定したときは鹿屋市高校生応援給付金認定請求却下通知書(別記第2号様式(その2))により、それぞれ請求した者に通知する。
- 4 認定請求が市長の定める期限までに行われなかった場合は、受給資格者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の支給)

- 第7条 市長は、第5条の認定を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)に 対し、給付金を支給する。
- 2 給付金の支給は、受給資格者が前条の請求をした日の属する月の翌月から始め、 給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定 請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得な い理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、給付金の支給は、前項の規

定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 第2項の規定にかかわらず、児童が15歳に達する日以後の最初の4月1日(以下「年度初日」という。)から給付金の支給要件に該当する者に対する当該給付金の支給は、年度初日が属する年の4月分から始める。ただし、年度初日の属する年の3月1日から9月30日までの間に認定請求をした場合に限る。

(給付金の額の改定)

- 第8条 給付金の額が増額することとなるに至った場合における給付金の額の改定 は、受給者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行 う。
- 2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。この場合において、前条 第3項中「受給資格者」とあるのは「受給者」と、「認定請求」とあるのは「給 付金の額の改定の請求」と読み替えるものとする。
- 3 給付金の額が減額することとなるに至った場合における給付金の額の改定は、 その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、年度初日から給付金の額が増額することとなる者に対する当該給付金の額の改定は、年度初日の属する年の4月分から始める。ただし、年度初日の属する年の3月1日から9月30日までの間に次条の規定による給付金の額の改定の請求(以下「額改定請求」という。)をした場合に限る。

(給付金の額改定請求)

- 第9条 前条の給付金の額改定請求は、鹿屋市高校生応援給付金額改定請求書(別 記第3号様式。以下「額改定請求書」という。)を市長に提出することによって 行わなければならない。
- 2 額改定請求書には、給付金の額の増額の原因となる児童に係る第6条第1項第 2号から第6号までに掲げる書類のうち必要なものを添付しなければならない。
- 3 市長は、額改定請求があった場合は、その内容を審査し、給付金の額の改定を 認めたときは鹿屋市高校生応援給付金額改定通知書(別記第4号様式(その1)) により、給付金の額の改定を認めないときは鹿屋市高校生応援給付金額改定請求 却下通知書(別記第4号様式(その2))により、それぞれ額改定請求をした者 に通知する。

4 市長は、額改定請求がない場合であっても、公簿等によって給付金を減額すべき事実があると確認したときは、職権によりその額を改定し、その旨を鹿屋市高校生応援給付金額改定通知書(別記第4号様式(その1))により受給者に通知する。

(支給の制限)

- 第10条 市長は、受給者が正当な理由がなく第17条の規定による求め又は質問に応じなかったときは、給付金の額の全部又は一部を支給しないことができる。
- 2 市長は、受給者が鹿屋市税条例(平成18年鹿屋市条例第80号)の規定により課税された市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納している場合又は確定申告若しくは市県民税の申告をしていない場合は、給付金の支給をしないことができる。 (支払の停止)
- 第11条 市長は、受給者が次に掲げる市に対する納付金を滞納しているとき、正当 な理由なく第20条第1項の規定による届出をしないときその他市長が特に必要が あると認めるときは、給付金の支払を一時停止することができる。
 - (1) 国民健康保険税
 - (2) 保育園保育料
 - (3) 次のアからウまでに掲げる手当又は給付金の返還金
 - ア 児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。)
 - イ 児童扶養手当
 - ウ 鹿屋市高校生応援給付金

(未支払の給付金)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき給付金で、 まだその者に支払っていなかったものがあるときは、市長は、その未支払の給付 金の支給要件となっていた児童であった者に支払うことができる。

(未支払の給付金の請求)

- 第13条 前条に規定する未支払の給付金を受けようとする者は、鹿屋市高校生応援 給付金未支払給付金請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、未支払の給付金を支給することを決定したときは鹿屋市高校生応援給付金未支払給付金支給決定通知書(別記第6号様式(その1))により、未支払の給付金を支給しないことを決

定したときは鹿屋市高校生応援給付金未支払給付金請求却下通知書(別記第6号様式(その2))により、それぞれ当該請求をした者に通知する。

(支払の調整)

第14条 給付金を支給すべきでないにもかかわらず、給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた給付金は、その後に支払うべき給付金の内払とみなすことができる。給付金の額を減額改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の給付金が支払われた場合における当該給付金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(不正利得の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。 (受給権の保護)

第16条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(調査)

第17条 市長は、必要があると認めたときは、受給者に対して受給資格の有無に関する書類を提出すべきことを求め、又は関係職員をして受給者その他の関係者に 質問させることができる。

(給付金の支払等)

- 第18条 給付金は、毎年4月から9月までの分を10月、10月から翌年3月までの分を3月に支払う。ただし、10月又は3月に支払うべきであった給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその月までの給付金は、10月又は3月でない月であっても支払うものとする。
- 2 給付金の支払は、受給者が認定請求書で指定した金融機関の口座(次項において「指定口座」という。)に振り込む方法により行うものとする。ただし、当該 方法による支払が困難であると認められる者については、この限りでない。
- 3 受給者は、指定口座を変更するときは、鹿屋市高校生応援給付金振込口座変更 届(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(現況の届出)

- 第19条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した鹿屋市高校生応援給付金現況届(別記第8号様式)に第6条第1項第2号から第6号までに掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は同項の規定により届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

(氏名、住所等変更の届出)

- 第20条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の事項が生じた日の翌日から起算して14日以内に、鹿屋市高校生応援給付金氏名・住所等変更届(別記第9号様式)に第6条第1項第2号から第6号までに掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 第3条第1項各号に規定する支給要件に係る児童(以下「支給要件児童」という。)のうちに氏名又は住所を変更した児童があるとき。
 - (3) 配偶者(市内に住所を有し、第3条第1項第1号に規定する者に限る。以下同じ。)の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (4) 配偶者を有するに至ったとき又は配偶者を有しない者となるに至ったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は同項に規定する添付されるべき書類の内容を 公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させること ができる。

(住民基本台帳法による届出)

第21条 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第23条又は第24条の規定による届 出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前条又は次条の届出があった ものとみなす。

(受給事由消滅の届出)

第22条 受給者は、給付金の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに鹿屋市高校生応援給付金受給事由消滅届(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、支給要件児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより、給付金の支給を受けるべき事由が消滅したときは、この限り

でない。

(給付金の受給資格消滅の通知)

第23条 市長は、前条の届出又は公簿等により給付金の受給資格が消滅したことを 確認した場合は、当該給付金の認定を取り消し、鹿屋市高校生応援給付金支給事 由消滅通知書(別記第11号様式)により当該受給者に通知するものとする。

(添付書類の省略等)

第24条 市長は、災害その他特別の事情がある場合であって、特に必要があると認 めるときは、この要綱の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類 を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(児童手当受給者が給付金の対象者となる場合等の認定の特例)

- 第25条 児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日(以下この項において「年度 末日」という。)において、児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項の規定 により読み替えて適用する場合を除く。)(同法附則第2条第4項において準用 する場合(同項において準用する同法第17条第1項の規定により読み替えて適用 する場合を除く。)を含む。)の認定を市長から受けている者が、年度末日の翌 日において給付金の支給要件に該当する場合で、給付金の受給を辞退する旨の意 思表示を行わなかったときは、次の各号に掲げる年度末日における給付金の認定 の状況に応じ、当該各号に定める当該児童に係る給付金の請求を年度末日におい てしたものとみなす。
 - (1) 給付金の認定を受けていない場合 認定請求
 - (2) 給付金の認定を受けているが、当該認定に係る支給要件児童の全てが年度末 日の翌日において支給要件児童でなくなる場合 認定請求
 - (3) 給付金の認定を受けている場合(前号の場合を除く。) 額改定請求
- 受給者又は受給資格者が、次の表の左欄に掲げる児童手当法施行規則(昭和46 年厚生省令第33号。以下「府令」という。)に定める請求書又は届書を提出した 場合は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの要綱に定める請求書又は届書の提出が あったものとみなす。

児童手当・特例給付認定請求書(府令|鹿屋市高校生応援給付金認定請求書 様式第2号)

(別記第1号様式)

児童手当・特例給付現況届(府令様式	鹿屋市高校生応援給付金現況届(別記
第6号)	第8号様式)
児童手当・特例給付氏名・住所等変更	鹿屋市高校生応援給付金氏名・住所等
届 (府令様式第8号)	変更届(別記第9号様式)

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(その1)(第6条関係)

計

月額5,000円

円

鹿	屋市	長			様	J	鹿屋	市高	交生応援給 危	寸金認定請	求書		提	出	年 月	日		•		•	
請求	ふ氏	りがな 名								性 別	男	· 女	生	年	月	E	I		年	月	日
者	住電	所 話番号	〒 鹿屋市 電話者			()					配	偶 者) の	有 無	Ę	有	•	無	
配偶	Ş	りがな											生	年	月	E	1		年	月	日
者等	氏	名											住(計	球者と	異なる	別 場合					
		氏	名	続柄	生	年	月	日	同居・別居 の別	海外留学を 場合の出国年		5	住	所			養の 無	生計 関係			孫で該 ☆に○印
児						年	月	日	同・別	年	三月					有	• 無	同一 • 維持	·父 	成年後見 み指定者 居父母	
童						年	月	日	同・別	年	三月					有	• 無	同一 ・ 維持	·父 	成年後見 母指定者 居父母	
						年	月	日	同・別	年	月					有	• 無	同一 • 維持	·父 	成年後見 母指定者 居父母	
金		名	称				-	支 店	名	種別	[1]	•	口座	番	号	•		口座	名義(カナ)	
融機関				銀行・3					本・支原 本・支原 出 張 原	所 その化											
給付	寸金	1児童に	こつき	=1						添作		確認 (主民票	申立	書類		身元	確認書類	<u> </u>	そ	の他

書類

□運転免許証 □その他

第1号様式(その2) (第6条関係)

	鹿屋市	高校生応援給付金認定請求	書(施設等受給資	格者用)	提出年月日	
鹿	屋市長様) 上 山 中 月 日	·
	ふりがな				施設等の名称	
	設置者等の氏名				旭以寺の石が	
請	(法人名等)				大乳がの種類	
求	設置者等の住所地 〒	_			施設等の種類	
者	(法人の主たる事務 鹿屋市				施設等所在地	〒 −
	所の所在地)				又は里親住所地	鹿屋市
	電話番号電話番号	1 ()			電 話 番 号	電話番号 ()
	氏 名	生年月日			備考	
		年 月 日				
		1 /4 1				
児		年 月 日				
76						
童		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
金	名 称	支 店 名	種別			口座名義(カナ)
融		r				
機	信組・農協					
関	漁協	出張	長所 ()			

給付金	1児童につき	卦	Ш
月額	月額 5,000 円	日日	门

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金認定通知書

年 月 日付けで請求のあった鹿屋市高校生応援給付金については、 次のとおり認定したので通知します。

		認	定	に	関	す	る	事	項	
1	支給対	象児童	数		高校	生相当り	己童			人
2	区分						高校生	応援給	付金	
3	手当月	額			高校	生応援約	合付金			円
4	支給開	始年月				年	月	から		
備	考									

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金認定請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった鹿屋市高校生応援給付金については、 次の理由で請求を却下したので通知します。

	認	定	請	求	却	下	に	関	す	る	事	項		
却下した理由														
備考														

第3号様式(その1) (第9条関係)

庇	屋市長	Ē			様																			
ZZ		がな :名)											性	生別		男·	女	生	年月日	昭和 平成			
} :	住所	⊤ 鹿』	- 量市																					
+		±	曽 額	電話	はる	咸 :	額) の	別									±	曽	額		減	額	
					Ħ	当	Į į	又 又	は	減	答	頁の)	原	因	ځ	た	\$ \$	5	児童	Ī			
	氏	名		続柝	生	年	月	日		居の	· >別	海外いる		の出				住所	ŕ		監護有		生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印
					平成	ŧ.			同		別	平成 令和	,	年	月						有・	無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
					平成	ţ •			同		別	平成	4	年	月						有·	無	同一 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
					平成	•			同		別	平成 令和		年	月						有・	無	同一 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
					平成	·			同		別	平成 令和	(年	月						有·	無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
					平成							平成 令和		年	月						有·	無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
	ţ	曽 物	頂し	た		Ħ			アイウ		入 護開 の他	()
或 ~	類 し カ	を事	由ス	イ 監護計 生生計 オ 田 留学		くしないと	よくな くなっ と有し	た なく)を除	なっく。			:	ク! ケ!	児童 里親 里童 身	等へと同	計を委し場の	維持 託又 なく		父母 童福 た	等の帰! 祉施設*		,所若	しくは、	入院
再	4 由	0		卷 生		. 1		年		1	日													
備									*	認	定					改定月日				忍定・i 年月			*	手当月額
考										改封	定定下	•										計		ı

														技	出	年月		※受	付確	認年月	-
ŀ	电屋市長			様												•	•				•
ŀ	(ふりがた																				
	設置者等の (法人名等													- 4	生年月	日		•		•	
	設置者等の信 (法人の主た 務所の所在	- る事			_																
ŀ	4 3 171 277111	ris)		電話	番号		()			+/:n	<i>/</i> /⁄ =C- /-	Ŧ		_					
	施設等の 名称)						役等 重類				地又	等所在 は里親 所地		電話	番号		()	
<u> </u>	増	額	又		は	減	額	の	別					増	額	•	ð	或 額	į	,	
	増	領	又	は	減	額	の	原	因	と	な	る	施	設	入	所	等	児	童		
	氏		名				<u>'</u>	生年	月	日						備	考				
								年	F]	日										
								年	F]	日										
								年	F	1	日										
								年	F	1	日										
								年	F]	日										
								年	F]	日										
								年	F	1	日										
								年	F	1	日										
								年	F	1	日										
								年	F	1	日										
								年	F	1	日										
								年	F		E at a		1 =<-	, ,	.1 → 17						
	増	額		し	た	理	E	由		アイ	委託 その	と又は,)他(入所若	しく	は人隊	TĒ)	
	減額した理由		1	死亡 委託 その			又は追	退所若し	 くは	退院	をし	た)
	事由	0)	£ /	± ι	た	年	月					•			٠					
,,,	a								\•/	初 🕁		認定・ 却下年	改定・ 月日	*	·認定 年	・改足 月	Ė	*	手当.	月額	
備	I								*	認定 改定											

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金額改定通知書

		認	定	に	関	す	る	事	項	
1	改定	後の支給	対象児	童数	高校	生相当児	記童			人
2	区分						高校生	応援給	付金	
3	改定	後の手当	月額		高校生	生応援約	合付金			円
4	改定	年月				年	月から	ò		
5	改定	(増・減)の理日	由						
備	考									

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金額改定請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった鹿屋市高校生応援給付金の額の改 定については、次の理由で請求を却下したので通知します。

	額	改	定	請	求	却	下	に	関	す	る	事	項		
却下した理問	Ь														
備考															

第5号様式(第13条関係)

	鹿屋市高村	交生応援給付金	未支払給付金請求	書	提	出年月日	《受付確認年月日
鹿	屋市長	様					
	(ふりがな)				<u>'</u>		
請	氏 名						印
求		〒 -					
者	住所						
死	(ふりがな)						
亡した	氏 名				死 亡 年 月 日	年	月 日
受給者	住 所	〒 - 電話	()			
支給	J	£	名		住	戸	F
対象児童				₸	_		
請内 求 の容	請求期間		年 月分か年 月分ま		請求金額		円
振込	金融機関名		銀行・ 信組・		支 店 名		本・支店 本・支所 出 張 所
口座名	名義(カタカナ)				口座番号		
	備考						
※ 支	区給決定 三月日		※支給決定額		円	※請求却下 年月日	

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金未支払給付金支給決定通知書

年 月 日付けで請求のあった鹿屋市高校生応援給付金の未支払給付金の支給については、次のとおり支給することに決定したので通知します。

支	支払期間	年	月	分から	年	月分まで	
払の	支払金額			円			
の内	支払年月日	年	月	日			
容	支払方法						

第		号
年	月	日

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金未支払給付金請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった鹿屋市高校生応援給付金の未支払給付金の支給については、次のとおり請求を却下したので通知します。

却	
下	
0	
理	
由	

鹿屋市高校生応援給付金振込口座変更届

年 月 日

	至巾長	禄		
受	住所		電話番号	
給	ふりがな		生年	
者	氏 名		月日	年 月 日
注	届出人が受力	給者でない場合は、以下の届品	出人欄も訂	己入してください。
届	住所		電話番号	
出	ふりがな		受給者と	妻・夫・父・母
人	氏 名		の続柄	

鹿屋市高校生応援給付金の振込口座を下記の口座に変更したいので、届け出ます。

記

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協 漁協	支店等名	本・支店 本・支所 出 張 所
種 別	普通 ・ その他 ()	口座番号	
カタカナ			
口座名義			

第8号様式(その1)(第19条関係)

計

月額5,000円

円

鹿	屋市	長			ŧ	羕	居	 尾屋	市高村	交生応援給付	十金 現	況届			提	出年	F 月	日			•	
	ふ	りがな																				
受給	氏	名									性	別	男・	女	生	年	月	日		年	月	日
和者	住電	所 話番号	足	:]]]]]]]			()						西己	偶 者	のっ	有無	有	•	無	
配偶	ふ	りがな													生	年	月	日		年	月	日
者 等	氏	名													住(請	求者と昇	異なる	所 場合)				
		氏	名		続柄	生	年	月	日	同居・別居 の別		習学をし 出国年	ノている 月		住	所		監護の 有無	生計 関係			條で該 に○印
児							年	月	日	同・別		年	月					有・無	・・維持		海後見 路定者 (公母	
童							年	月	日	同・別		年	月					有・無	同一 • 維持	・父母	注年後見 計定者 計2日	
							年	月	日	同・別		年	月					有・無	同一 ・ 維持		海後見 指定者 3公母	
給作	寸金	1 児童	につ	き	⇒ 1.		ш					添付	口座	館	住民票	申立書	類	身元	確認書類		そ(の他

書類

□運転免許証 □その他

第8号様式(その2)(第19条関係)

	度	臣屋市高校生応援給付金現況	届(施設等受給資格者用)	提出年月日	
鹿	屋市長様			证 山 平 月 日	
	ふりがな			14 = 11 kg 0 h 14	
	設置者等の氏名			施設等の名称	
受	(法人名等)				
給	設置者等の住所地	_		施設等の種類	
者	(法人の主たる事務) 鹿屋	市		施設等所在地	<u> </u>
	所の所在地)			アは里親住所地	' 鹿屋市
	電話番号電話	番号(())		電話番号	電話番号())
	氏 名	生年月日			
	人 名	土十万口		加	
		年 月 日			
IB		年 月 日			
児					
童		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

給付金	1児童につき	⇒ 1.	Ш
月額	月額 5,000 円	Τī	円

第9号様式(その1) (第20条関係)

		鹿屋市高村	~	194 1 4 MC+	4-H	LL//1 17	XX/III		提出年月	日	※受付	確認年	月日
	鹿屋市長		様										
	変更前	氏名							生年月日		年	月	F
200	変 更 削	住所	鹿屋市	– ਜੋ					電話	()	
스 다	-t= //	氏名							生年月日		年	月	F
E I	変更後	住所	〒 鹿屋ī	- 市					電話	()	
ł	変	更年月日		年	月	日			电印				
		氏名							生年月日		年	月	ı
2	変更前	住所	₹	-					電話	()	
易		氏名							生年月日		年	月	
ř	変更後	住所	₹	-					電話	()	
	変	更年月日		年	月	日							
	水面盐	氏名							生年月日		年	月	١
	変更前	住所	₹	_					電話	()	
	亦画物	氏名							生年月日		年	月	١
	変更後	住所	Ŧ	_					電話	()	
	変	更年月日		年	月	日							
	変更前	氏名							生年月日		年	月	١
₹	发更削	住所	₹	_					電話	()	
	変更後	氏名							生年月日		年	月	
ī		住所	₹	_					電話	()	
	変	更年月日		年	月	日			1				
	変更前	氏名	=						生年月日		年	月	١
	~~114	住所	₹	-					電話	()	
		氏名							生年月日		年	月	ı
	変更後	住所	Ŧ	-					電話	()	
	変	更年月日		年	月	日							
俳 .						受給者	住氏	所名	〒 - 鹿屋市 電話		()	
老	Ť						生年月		(年	月	В	生)	

第9号様式(その2) (第20条関係)

	鹿屋市長	様										•
		設置者等の氏名 (法人名)										
		施設等の名称							+ <i>k-</i> ∋n. <i>k/c</i>			
	変更前	設置者等の住所地 (法人の主たる事務所 の所在地)	₸	-	電	話	()	施設等 の 種類			
受		施設等の所在地 (住所)	₹	-	THE STREET	話	()	-			
合		設置者等の氏名 (法人名)			FE	100		,				
皆		施設等の名称							施設等			
	変更後	設置者等の住所地 (法人の主たる事務所 の所在地)	₸	-	罪	話	()	- 施設等 の 種類			
		施設等の所在地 (住所)	₹	-	霍	話	()				
		変更年月日		年	月	Ħ		,				
	*= *	氏名						生年月日		年	月	
施	変更前	居住地	₹	-				電話	()	
	亦重勿	氏名						生年月日		年	月	
设	変更後	居住地	₸	-				電話	()	
		変更年月日		年	月	日						
λ	変更前	氏名						生年月日		年	月	
	发 欠 刑	居住地	_	-				電話	()	
听	変更後	氏名						生年月日		年	月	
	2,7,0	居住地	₹	_				電話	()	
等		変更年月日		年	月	日						
	変更前	氏名						生年月日		年	月	
見	22119	居住地	₹	_				電話	()	
	変更後	氏名						生年月日		年	月	
箽		居住地	₹					電話	()	
		変更年月日		年	月	Ħ						
崩考							_					
		(法人 受給者	の主た	住所 る事務所	fの所在	地)	〒 鹿屋	- 市 電話	()		

第10号様式(その1) (第22条関係)

	鹿	屋市	i高校生応援給付金受給事由消滅届	提	出年月	日 B	※受付	確認年	月日
鹿月	屋市長		様						•
受 給	(ふりが) 氏名	な)		生	年月日	•	年	月	H
者	住所		〒 − 鹿屋市	電記	括	()	
		1	受給者が日本国内に住所を有しなく	なった					
		2	受給者が他の市町村(特別区を含む	e。)に転出し	た				
		3	受給者が児童と別居することとなっ	た(単身赴任	の場合を除ぐ	(。)			
			未成年後見人でなくなった						
		19650	父母指定者でなくなった(児童の生	計を維持する	父母等の帰国	国)			
		6	児童について、次の事実が生じた						
	した事由		① 死亡した						
X M			② 監護しなくなった						
777	当する DをO		③ 生計を同じくしなくなった						
100	用んで ごさい		④ 生計を維持しなくなった			2000 3 0 3 6 5			
			⑤ 日本国内に住所を有しなくなっ				(。)		
			⑥ 里親等への委託又は児童福祉施	設等への人所	者しくは人際	元			
			⑦ その他 ()				
		12	の他 (λ.				
6	の場	合し	こおける児童の氏名						
消	滅 事	由	の発生した年月日		年	月	日		
備考									

第10号様式(その2) (第22条関係)

鹿屋市長	:	芯援給付金受 様		WEBS	, y 2, ng 11 /		是 出 年 •	· 月 日	<u>※</u> 受付	確認年月日
受	(ふりがな 対置者等の日 (法人名等	名					上年 月日			
給 (注	置者等の住 法人の主た 5所の所在均	る事	_ _ { ()			·			
者	施設等の名			施設等の種類		施設等所は里親住	生地又 :所地	電話	_ ()
消 漫 着 す を で で だ さ い く だ さ い	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設等を廃施設等の所全ての児童その他(在地又は里が施設入戸	型親の住所	を他の市町	丁村 (特別日	☑を含む	·。) (2:	変更した	<u>-</u>
消滅	事 由	の発生	した年	三月 日			年	月	日	
備考										

様

鹿屋市長

鹿屋市高校生応援給付金支給事由消滅通知書

下記のとおり鹿屋市高校生応援給付金の支給事由が消滅したので通知します。

記

- 1 消滅した日 年 月 日
- 2 消滅の理由